

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

～75歳(一定の障がいがある方は65歳)以上の方～

●被保険者証を発送します

現在使用している後期高齢者医療被保険者証は7月31日が有効期限です。7月下旬に新しい被保険者証を発送しますので、8月1日からは新しい被保険者証を使用してください。

また、以下のいずれにも該当する方は、医療費の支払いが一定額にとどまり、入院時には食事代が減額される「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を被保険者証と同封してお送りします。

- ・過去に「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けたことがある方
- ・平成26年度の住民税が世帯全員非課税であると事前に確認できた方

●保険料の通知書を発送します

平成26年度の保険料通知書を発送します。お手元に届きましたら内容をご確認ください。

納付書払いまたは口座振替払い(普通徴収)の方には7月15日の発送、年金天引き(特別徴収)の方には8月1日の発送になります。納付書払いの方は納期内納付を、口座振替の方は口座残高の確認をお願いします。第1期分の納期限は7月31日(木)です。

●平成26年度後期高齢者医療保険料の決まり方

下記の式で算出されます。

年保険料額(賦課限度額57万円) =

均等割額(43,200円) + 所得割額(※賦課のもととなる所得金額×8.54%)

※賦課のもととなる所得金額: 総所得金額等から基礎控除額33万円を差し引いた額

【均等割額の軽減】

同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額等の合計額が基準額を超えない場合、軽減されます。

軽減割合	基準額
9割軽減	33万円を超えない世帯のうち、被保険者全員がその他に各種所得がなく年金収入80万円以下
8.5割軽減(注)	33万円
5割軽減	33万円 + 24万5千円 × 被保険者数
2割軽減	33万円 + 45万円 × 被保険者数

(注) 本来は7割軽減ですが、平成26年度も特別措置により8.5割軽減となります

【所得割額の軽減】

賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方は、所得割額が5割軽減されます。

【被用者保険の被扶養者だった方の軽減】

平成26年度も特例として均等割額が9割軽減されます(所得割はかかりません)。

●健康診査について

後期高齢者医療保険に加入している方(施設入所者、人間ドック受診者などを除く)には、5月末に健康診査の受診券を郵送しています。年に1回、無料で受診できますので、ぜひご利用ください。

■問合せ＝

後期高齢者医療制度の資格・給付・保険料計算・健康診査について **いきいき高齢課 ☎(20)3021**

後期高齢者医療制度の口座振替・納付について **介護保険課 ☎(20)3022**



第2回

佐野市

水と緑と万葉のまち

景観賞



佐野市において、周辺の景観と調和し魅力的なまちなみ景観をつくりだしている建築物や工作物、または美しい景観づくりに関わる活動を継続的に行っている方々を募集します。

1. 募集部門

▶ まちなみ建築部門

市内に存する建築物、工作物で平成21年4月から26年3月までに新築、増改築、改修などが行われたもの

▶ まちづくり活動部門

市内において地域の美しい景観の保全や創造など、景観づくりに係る活動を10年以上行っている個人または団体

詳細は、市ホームページまたは各庁舎などに設置しているチラシをご確認ください

2. 応募

7月1日(火)～8月22日(金)の期間に、所定の応募用紙に必要事項をご記入のうえ、応募する建築物、工作物または景観まちづくり活動の写真を添えて、直接、郵送または電子メールで、都市計画課(田沼庁舎新館)へ

〒327-0398(住所不要)

toshi@city.sano.lg.jp

※件名に「佐野市景観賞応募」とお書きください
※郵送の場合は当日必着とします

※応募用紙は市ホームページからダウンロードできます

■ 問合せ = 都市計画課 ☎(61)1131

